

業務用コンピュータ機器賃貸借に関する質疑書に対する回答について

番号	仕様書等記載項番	質問内容	回答内容
1	入札公告 1(3)	① 貴組合において、予算削減による変更や解約を行った実績はありますか。その場合、残賃借料のお支払いは可能でしょうか。	① 実績はありません。なお、契約解除等により賃貸人に損害が生じた場合は、賠償額について協議となることが想定されます。
2	入札公告 7	① 入札参加資格申請時の必要書類として、「県税納税証明書の写し」の提出が必要との記載がございますが、茨城県内に事業所が無い賃貸借事業者については「県税納税証明書の写し」は提出省略でよろしいでしょうか。	① お見込みのとおりです。
3	入札公告8	① 入札書の提出に委任状は必要でしょうか。	① 入札書の提出時には不要ですが、参加申請（入札公告7）の際に、本組合との入札、契約、請求等に関する権限を、代表者以外の方（別の事業所に勤務又は役職を持つ者）に委任する場合は提出いただくようお願いいたします。
4	仕様書4(2)、(3)、5	① 機器設置、保守、期間終了後の機器回収を、第三者に委託してもよいでしょうか。	① お見込みのとおりです。
5	仕様書4(2)キ	① 仕様書4(2)キに「設置されている以下の機器を撤去し、指定する場所までの運搬を実施すること。」と記載がございますが、こちらは新設物件の運搬であり、既設物件の撤去は契約に含まないと認識でよろしいでしょうか。	① 仕様書4(2)キの記載については、「新設物件の設置作業の実施のため、既設機器を本組合が指定する場所（同じフロアの別室を想定）までの運搬」となります。ついては、既設物件の撤去は契約に含まれません。なお、新設物件の運搬（搬入・撤去）については、仕様書4(2)ア及び5に記載のとおりです。
6	仕様書 5	① 期間終了後の機器返還に関して、引揚げ前の、〔ケーブル等結線の取り外し〕、〔機器を1箇所に集約〕は、貴組合側で行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。 ② リース満了後の機器の撤去は、機器を取り外し、1ヶ所にまとめていただけるのでしょうか。 ③ リース満了後、機器のデータ消去は必要でしょうか。必要な場合、機器を撤去、回収後にソフトによる消去で宜しいでしょうか。 ④ データ消去後、消去の証明として、消去対象物件の記載ある作業報告書の提出で宜しいでしょうか。 ⑤ 撤去対象は仕様書に記載あるもの以外はないものとの認識で宜しいでしょうか。 ⑥ 撤去、回収、データ消去等の実施は、賃貸人の指定業者で宜しいでしょうか。また賃貸人の立ち合い等は必要でしょうか。必要な場合は賃貸人の指定業者で宜しいでしょうか。 ⑦ 既存機器の撤去、指定場所への運搬は、賃貸人の指定する業者による実施で宜しいでしょうか。	①、② 左記のとおりとします。 ③ リース満了後、機器のデータ消去は不要です。 ④ ③のとおりです。 ⑤ お見込みのとおりです。 ⑥ 撤去等についてはお見込みのとおりです。また、立ち合いは不要とします。 ⑦ 既設機器の撤去については上記5①に記載のとおりです。また、指定場所への運搬については、お見込みのとおりです。
7	仕様書 6	① 再リース料は年額リース料の1/10相当の金額の認識でよろしいでしょうか。 ② 支払いは月払い（翌月後払い）となりますでしょうか。 ③ 賃貸借料に固定資産税は含む認識で宜しいでしょうか。 ④ 賃貸借料に動産総合保険は含む認識で宜しいでしょうか。その際、付保対象はソフトウェア以外の機器のみ、保険事故対象事由は、地震、噴火及び地震を原因とするもの（津波等）は含まない認識で宜しいでしょうか。 ⑤ 動産総合保険はハードウェアのみに付保し、ソフトウェアは否付保との認識でよろしいでしょうか。	①～⑤ お見込みのとおりです。
8	その他	① 機器入替に伴う入札であれば、既設機器の使用期間（導入から現在までの通算）を教えてください。 ② 機器入替に伴う入札であれば、既設機器のリース会社を教えてください。 ③ 契約満了後、無償譲渡条件はないとの認識で宜しいでしょうか。 ④ リース契約書はリース会社書式で宜しいでしょうか。	① 平成31年2月からの5年間となります。 ② 既設機器のリース会社は開示できません。 ③、④ お見込みのとおりです。